

最低賃金額の大幅な引上げ及び審議過程の公開を求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2017（平成29）年8月9日、佐賀県の最低賃金を22円引き上げて時間額737円とする旨の答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局長は、同年10月6日から最低賃金時間額を737円に改正することを決定した。

2年連続で20円を超える最低賃金時間額引上げを行ったことは、佐賀県内におけるワーキングプアの救済や、貧困問題の解消に一定程度資するものと評価する。

もっとも、労働者が最低賃金時間額737円で1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収12万7501円、年収153万0012円にしかない。これは、いわゆるワーキングプアのラインとされる年収約200万円に遠く及ばないことを意味する。労働者が真面目に働いてもワーキングプアを脱することができないことを容認するかのごとき最低賃金時間額の設定は、労働者の尊厳を損なうものである。

また、佐賀県における最低賃金時間額737円という水準は、全国で最も低く、最も高い東京都の958円とは221円もの開きがある。地域間格差は依然として大きく、ますます拡大している。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

- 2 政府は、2010（平成22）年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、最低賃金時間額の全国加重平均を2020（平成32）年までに1000円とする目標を明記した。2017（平成29）年の最低賃金時間額の全国加重平均は848円であり、今後政府目標を達成するためには1年あたり50円以上の引上げが必要である。

したがって、中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、

少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきである。

佐賀地方最低賃金審議会においても、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者が十分な勤労意欲を保持しつつ就労に励み、充実した社会生活を送ることを保障すべきである。

- 3 また、佐賀地方最低賃金審議会は、審議会を公開しているものの、その議事録や専門部会における議事を公開していない。鳥取地方最低賃金審議会においては、議事の全面公開が実現し、何らの問題も生じていない。審理の適正を担保し、最低賃金という佐賀県内の事業者及び労働者にとって重要な事項が決定される過程を広く知らせるため、その審議過程の全面公開を積極的に推進すべきである。
- 4 本年においても中央最低賃金審議会及び佐賀地方最低賃金審議会において審議が予定されているところ、当会は、昨年にもまして大幅な最低賃金の引上げ及び審議過程の公開を求める。

2018（平成30）年5月18日

佐賀県弁護士会

会 長 奥 田 律 雄